

神奈川県認知症介護基礎研修事業指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知(以下「老健局長通知」という。))に定める規定に基づき認知症介護基礎研修(以下「研修」という。)を実施する事業者の指定手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(事業者指定の申請)

第2条 指定を受けようとする事業者は、初回の研修の受講者の募集を開始しようとする2ヵ月前までに、「認知症介護基礎研修事業者指定申請書」(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、知事に申請し、認知症介護基礎研修指定事業者(以下「事業者」という。)の指定を受けなければならない。

- (1) 申請者の事業概要及び組織図
- (2) 役員名簿
- (3) 申請者の定款、寄附行為またその他の規約
- (4) 法人の登記事項証明書
- (5) 申請者の収支状況及び資産状況
- (6) 直近2年間の福祉等に関わる研修等の実績について
- (7) 事業費収支見込
- (8) 研修の募集案内方法、又は、情報の開示を行うホームページ等を印刷したもの
- (9) 講師の確保状況
- (10) 研修会場の確保状況
- (11) 誓約書(第8号様式)

2 申請にあたっては、前項第11号に定める誓約書により、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約しなければならない。

- (1) 神奈川県の指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしていない者であること。
- (3) 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
- (4) 県税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
- (6) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

(7) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを員に含まないこと。

(指定の審査及び決定)

第3条 知事は、第2条の申請があったときは、申請書等の内容を審査し、次の要件に基づき、審査する。

- (1) 原則として法人格を有し、概ね1年以上、安定した事業運営実績があり、適正な研修事業の実施に支障がないと認められること。
 - (2) 原則として県内に研修事業の拠点となる設備と研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括する体制があること。
 - (3) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
 - (4) 研修事業の財務処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
 - (5) 必要な研修会場・備品・教材が確保されており、神奈川県が委嘱する認知症介護指導者を講師として適切な人数確保し、基準となるカリキュラムの内容に従った研修を実施できること。
 - (6) 研修事業に係る書類の管理について、受講者の個人情報に留意し、適正に行われる体制であること。
 - (7) インターネット上に自らのホームページを開設し情報開示が可能な環境を有すること。
 - (8) 研修の受講者に対して中立性・公平性が確保できること。
 - (9) 研修の受講者からの問い合わせに迅速に対応できる体制であること。
 - (10) 県から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに従うことができること。
- 2 知事は、申請の内容が老健局長通知又はこの要綱に規定する形式上の要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。
- 3 知事は、審査を行うにあたり、必要に応じて、申請内容について、申請者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 4 知事は、申請内容が指定基準を満たすと認められる場合、事業者の指定を行い、申請者に対し「認知症介護基礎研修事業者指定書」(第2号様式)を交付する。
- 5 知事は、申請内容が指定基準を満たさない認められる場合、不指定の決定を行い、申請者に対し、「認知症介護基礎研修事業者不指定通知書」(第3号様式)により、理由を付してその旨通知する。

(指定更新の手続き)

第4条 指定の有効期間は、指定日から指定日の属する年の翌年3月31日までとする。

なお、次年度も引き続き指定を希望する場合も、事業者は第2条により申請するものとする。

(研修実施計画、事業休止及び再開の届出)

第5条 事業者は、毎年度、次条に定める開講の届出を行う日までに、「認知症介護基礎研修(年間実施計画書)」(第4号様式)により、当該年度の実施計画を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出が適当でないとは判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(開講の届出)

第6条 前条第1項の研修実施計画書で計画されている研修を実施する際には、受講者の募集を開始しようとする日の15日前までに、「認知症介護基礎研修開講届」(第5号様式)に研修日程表(カリキュラム、担当講師氏名、受講料、会場、広報の仕方等の詳細がわかるもの)を添付して知事に届け出なければならない。

2 届出内容は、指定を受けた内容と異なってはならない。

3 知事は、第1項の届出の内容が適当でないとは認めるときは、事業者に対し必要な指示を行うことができる。

(事業実績の報告と必要書類の提出)

第7条 事業者は、研修各回終了後1ヶ月以内に、「認知症介護基礎研修実績報告書」(第6号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

(1) 研修受講者名簿(第6号様式の2)

(2) 研修修了者名簿(第6号様式の3)

(3) 研修に係る収支決算書(第6号様式の4)

(修了者名簿の管理等)

第8条 事業者は、研修修了者について氏名、住所、生年月日、修了年月日、及び修了証書の番号その他必要事項を記載した台帳を指定の有効期限内に県に提出した後に、台帳を破棄することとする。

2 知事は、研修修了者の申出により、修了証明書を交付することができるものとする。

(事業廃止の申請)

第9条 事業者は、事業を廃止する場合は、「認知症介護基礎研修廃止届」(第7号様式)

を提出しなければならない。

- 2 事業者は、研修を廃止する場合は、修了者名簿のほか本事業により得た情報を全て県に提供の上、廃棄しなければならない。

(調査及び指導等)

第 10 条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対して事業者及び研修事業の実施状況等について、報告及び書類の提出を求めることができる。また、必要に応じて事業者に対し出頭を求め、関係者に対して質問することができる。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行うことができる。
- 3 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を指示することができる。
- 4 知事は、事業者が第 6 条第 3 項の指示に従わないときは、改善が認められるまで研修事業の中止を指示することができる。

(指定の取消し)

第 11 条 知事は、事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条第 1 項第 1 号から同第 10 号に掲げる要件に適合しなくなったとき、又は第 2 条第 2 項第 1 号から同 7 号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 指定申請、届出、実績報告等において、虚偽の申請、届出又は報告等を行ったとき。
- (3) 届出の内容が適当でないと知事の指示を受けたにもかかわらずその指示に従わず、事業者又は研修事業が指定基準を満たさなくなったと認められるとき。
- (4) 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
- (5) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (6) 前条に定める報告、調査等に応じないとき又は改善の指導に従わないとき。

(情報の開示)

第 12 条 事業者は、受講者等が研修事業者の比較、選択を行える環境を整備し、研修の質の確保・向上を図るため、教育体制、教育内容、実績情報、受講者や事業者の評価等、指定基準に定める情報項目について、自らインターネットホームページ上において開示しなければならない。

(留意事項)

第 13 条 事業者は、研修事業の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、受講者から、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

ただし、認知症介護基礎研修の開講は令和 6 年 8 月 3 日以降とする。